

福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市を除く）で障がい福祉サービス等を実施する場合の事業所の指定等は、福岡県知事への申請が必要です。

1 指定申請等に係るスケジュールについて

- ・指定申請は、**各窓口の審査担当者**と**事前協議**を行ってください。
- ・事前協議の上、**指定希望日の前々月16日まで**に、申請書類を持参してください。

2 指定申請等窓口について

(1)障がい福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

福岡県内(北九州市、福岡市、久留米市を除く)に所在する事業所	
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 〒811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 〒819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 〒807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 〒822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 〒825-8577 田川市大字伊田松原通り3292-2
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、 三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 〒839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潞郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 〒834-0063 八女市本村25
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 〒824-0005 行橋市中央1-2-1

北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	TEL 093-582-2424 〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所 障がい者在宅支援課	TEL 092-711-4248 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目 8-1
久留米市に所在する事業所	
久留米市役所 障害者福祉課	TEL 0942-30-9035 〒830-8520 久留米市城南町15-3

(2) 地域移行支援、地域定着支援

- ・福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指定係
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3312

(3) 計画相談支援事業

- ・事業所が所在する市町村の窓口

3 変更の届出等について

- ・変更届については、変更があった日から10日以内に届け出てください。
- ・**定員の増、事業実施場所の変更**の場合は、変更希望日の前々月16日までに
変更届を提出して内容審査を受けて下さい。
- ・**介護給付費等の請求に関する変更**については、毎月15日までに提出した場合は
「翌月」から算定します。
16日以降に提出した場合は「翌々月」から算定します。”

- ・下記の①または②に該当する場合の変更は、「変更指定申請書」を用いてください。
- ・変更指定希望日の前々月16日までに、申請書類を持参してください。

- ① 生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型にかかる定員の増を行う場合
- ② 障がい者支援施設において、障がい福祉サービスの種類(生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)を追加する場合

4 変更の届出等が必要な事項について

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

- (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)
- (4) 事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程 など

◎変更する事項より、必要な添付資料が異なりますので、別添「変更届添付書類一覧」及び「変更指定申請添付書類一覧」を確認してください。

5 廃止、休止、再開の届出について

- ・廃止・休止届については廃止又は休止の日の1月前までに、届け出てください。
- ・休止していた事業を再開したときは、10日以内に、再開届を提出してください。

6 特定障がい福祉サービス等の指定について

「生活介護」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援B型」については、障害者総合支援法第36条第5項の規定により、当該地域において必要と認められる場合に限り新規指定や定員の増加等を行います。

(事業予定地の各市町村障がい福祉所管課からの意見書が必要です)

なお、「障がい者支援施設」については、指定基準を満たしている場合でも、既に入所定員総数が福岡県障がい者福祉計画に定める必要入所見込量が超えているため、障害者総合支援法第38条第2項の規定により、新規指定や定員の増加等を行っていません。